

低気圧に伴う降雨による防災情報(第 5 報:終報)

新庄河川事務所では、6 月 14 日 15 時 30 分、災害対策支部(注意体制・砂防)を設置し警戒にあたっておりましたが、管内の巡視・施設点検を行った結果、砂防施設の被害や土砂流出等がないこと及び、今後、まとまった降雨が予測されないことから、6 月 15 日 11 時 20 分、災害対策支部(注意体制・砂防)を解除しました。

1. 新庄河川事務所の体制

- 6 月 13 日(金)17 時 30 分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置
- 6 月 13 日(金)20 時 00 分 災害対策支部(警戒体制・砂防)に移行
- 6 月 14 日(土)15 時 30 分 災害対策支部(注意体制・砂防)に移行
- 6 月 15 日(日)11 時 20 分 災害対策支部解除

※災害対策支部(砂防)設置基準

注意体制:連続雨量 80mm に達し土砂災害の恐れがある場合

警戒体制:連続雨量 120mm に達し土砂災害の恐れがある場合

時間雨量 40mm に達し土砂災害の恐れがある場合

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

山形県新庄市小田島町5-55

TEL:0233-22-0262

調査課長 田村 公仁(内線351)